

構造計算適合性判定業務に係る 書類等閲覧規程		頁 No.1 / 2
		SR-18-02
令和7年3月31日制定	令和7年4月28日改訂	令和7年5月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 日本建築センター（以下「財団」という。）構造判定部及び大阪事務所が行う構造計算適合性判定業務において、書類等の閲覧に関し必要な事項を定める。

(閲覧書類)

第2条 閲覧可能な書類等は、次に掲げるものとする。

書類の種類	建築基準法第77条の35の15 における区分
① 事業報告書及び決算	第一号
② 判定業務の実績	第一号
③ 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴	第二号
④ 構造計算適合性判定業務による損害賠償のための 保険契約その他の措置を講じている場合の書類	第三号
⑤ 定款及び登記事項証明書	第四号（機関省令第31条の11の2 第1項第一号）
⑥ 財産目録、貸借対照表等財務諸表	第四号（機関省令第31条の11の2 第1項第二号）
⑦ 役員及び構成員の氏名及び略歴	第四号（機関省令第31条の11の2 第1項第三号）
⑧ 出資の総額の百分の五以上に相当する出資をして いる者の氏名又は名称及び出資の価額を記載した 書類	第四号（機関省令第31条の11の2 第1項第四号）
⑨ 親会社等が指定確認検査機関である場合の親会社 等の名称及び住所を記載した書類	第四号（機関省令第31条の11の2 第1項第五号）

(閲覧所)

第3条 閲覧は、構造判定部及び大阪事務所の打合せスペース（以下「閲覧所」という。）で行うものとする。

(閲覧時間)

第4条 書類等の閲覧時間は次の各号のとおりとする。

- 書類等の閲覧時間は、午前九時十五分から正午まで、及び午後一時から午後五時四十五分までとする。
- 閲覧所の休日は、構造計算適合性判定業務規程に規定する休日とする。

構造計算適合性判定業務に係る 書類等閲覧規程		頁 No.2/2
		SR-18-02
令和7年3月31日制定	令和7年4月28日改訂	令和7年5月1日施行

（閲覧手続き）

- 第5条 書類等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、構造計算適合性判定業務に係る書類等閲覧申込書（別記様式）及び身分を証するもの（以下「身分証」という。）を提示の上、構造判定部長又は大阪事務所長に提出しなければならない（身分証は複写し保管する）。
- 2 書類等の複写を請求する場合は、1頁につき20円（税込）を支払わなければならない。

（書類等の持ち出し禁止等）

- 第6条 閲覧者は、書類等の閲覧に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）書類等は閲覧所の外に持ち出さないこと。
 - （2）この規程及び職員の指示に従うこと。
 - （3）書類等を汚損し、又は破損しないこと（カメラ撮影、スキャン取込等厳禁）。
 - （4）他人に迷惑を及ぼさないこと。

（書類等の電磁的記録による提供）

- 第7条 財団のウェブサイトから閲覧の申し込みがなされた場合、財団は書類等を電磁的記録により閲覧者に提供することができる。ただし、電磁的記録により提供する場合は第3条から第6条までの規定は適用しない。
- 2 閲覧者は、構造計算適合性判定業務に係る書類等閲覧申込書及び身分証を、財団が定める方法で提出しなければならない。

（書類等の取扱い）

- 第8条 閲覧者は、複写又は電磁的記録により提供された書類等の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）閲覧以外の目的で使用しないこと。
 - （2）第三者に開示、提供又は漏えいしないこと。
 - （3）書類等の全部又は一部の複製、捏造、改ざんその他不適切な取扱いをしないこと。

(別記様式)

一般財団法人 日本建築センター
構造判定部長 殿
大阪事務所長 殿

構造計算適合性判定業務に係る書類等閲覧申込書

年 月 日

閲覧者 住 所

氏 名

電話番号

法人名

閲覧目的			
閲覧する書類等	☐ 事業報告書及び決算（ 年度） ☐ 判定業務の実績 ☐ 判定員の氏名及び略歴 ☐ 判定業務による損害賠償のための保険契約その他の措置を講じている場合の書類 ☐ 定款及び登記事項証明書 ☐ 財産目録、貸借対照表等財務諸表（ 年度） ☐ 役員及び構成員の氏名及び略歴 ☐ 出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び出資の価額を記載した書類 ☐ 親会社等が指定確認検査機関である場合の親会社等の名称及び住所を記載した書類		
閲覧年月日	年 月 日	閲覧時間	～
備考			

【担当者名： 】

[書類等を電磁的記録（電子データ）により提供を受ける場合]

- ・書類等を電子データにより提供を受ける場合は、作成した本申請書と身分証の電子データを
送信先： hantei@bcj.or.jp へ送信してください。
- ・身分証は以下のいずれか1点をご提出ください。データ形式はスマートフォン等で写真撮影したもの（JPG形式）もしくはスキャンしたもの（PDF形式）としてください。

①運転免許証	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの
②個人番号カード (マイナンバーカード)	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの ※マイナンバー通知カード不可
③住民基本台帳カード	顔写真、氏名、生年月日、現住所が記載されているもの
④健康保険証+補助書類	氏名、生年月日、現住所が記載されているもの ※補助書類は下記のいずれかをご用意ください。 a. 公共料金領収証（電気・水道・ガス） b. 住民票記載事項証明書
※法人に所属している場合は、当該法人に所属していることを証明するもの（社員証の写し等）も身分証と一緒にご提出ください。	

- ・提供する電子データは原則としてPDF形式とし、申込書等の送信があったメールアドレス宛にお送りします。

※閲覧者は、本申請にあたって一般財団法人日本建築センター「構造計算適合性判定業務に係る書類等閲覧規程」に同意したものとみなします。